

3 勧告（海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案について）

令和4年12月、海上自衛隊情報業務群（現：艦隊情報群）司令の1等海佐が、既に退職しかつて上司であった元海上自衛隊自衛艦隊司令官に対して実施した情勢ブリーフィングにおいて、特定秘密、秘及び取扱い上の注意を要する情報を故意に漏らし、特定秘密保護法及び自衛隊法第59条第1項（守秘義務）に違反したことが明らかになった。本件は、平成26年の特定秘密保護法施行以来、初の特定秘密漏えい事案であった。

当審査会は、当該事案について防衛省から聴取をするとともに、質疑を行うなど鋭意調査を進めた。

調査の結果、令和5年1月、防衛省における情報保全体制等の改善が必要であると認め、国会法第102条の16及び衆議院情報監視審査会規程第21条の規定に基づき、議長を経由して、防衛大臣に対し勧告を行うとともに、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることとした。

同年4月、浜田防衛大臣から細田衆議院議長に対し、勧告の結果とられた措置についての報告書が提出され、同報告書は議長から小野寺情報監視審査会会長に送付された。当審査会では、勧告の結果とられた措置について政府参考人から説明を聴取し質疑を行った。

《主な経緯》

令和4年12月26日	防衛省、海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案を公表 *なお、事前に当該事案の概要を聴取した。
令和5年1月20日	審査会 ・防衛省から説明聴取、質疑 ・勧告及びその結果とられた措置の報告要請を行うことに協議決定 細田衆議院議長を経由して浜田防衛大臣に対して勧告
3月27日	審査会 ・本漏えい事案を受けて全職員を対象に行われた調査の内容について説明聴取
3月31日	防衛省、海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案に係る再発防止措置について公表
4月10日	勧告の結果とられた措置について、浜田防衛大臣から細田衆議院議長宛報告書を受領 審査会 ・勧告の結果とられた措置について、防衛省から説明聴取、質疑

(1) 漏えい事案の概要等

防衛省は、令和4年12月26日、海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案に関して調査した事故調査委員会による調査結果等について、海上幕僚長が会見を行い、事案の概要及び防衛省の対応を公表した²⁶。また、令和5年1月20日の審査会等において、政府参考人から事案の概要等について説明がなされた。その主な内容は、以下のとおりである。

ア 事案の概要

令和2年3月19日に、海上自衛隊情報業務群（現：艦隊情報群）司令の1等海佐（以下「情報業務群司令」という。）が既に退職しかつて上司であった元海上自衛隊自衛艦隊司令官（以下「A氏」という。）に対して秘密情報を漏らした可能性がある旨の情報提供が防衛省にあった。

海上幕僚監部は、当該情報提供を受け、情報の内容につき所要の確認を行い、令和2年3月26日に海幕監察官を委員長とする事故調査委員会を設置した。また、同日、海上幕僚監部は、海上自衛隊警務隊に対し、本事案を通報した。

調査の結果、情報業務群司令が、かつて上司であり秘密を取り扱う資格のないA氏に対して実施した情勢ブリーフィングにおいて、特定秘密を含む秘密（特定秘密、秘及び取扱い上の注意を要する情報）を故意に漏らし（〔表1〕参照）、特定秘密保護法及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第59条第1項（守秘義務）に違反したことが判明した。なお、情報業務群司令からA氏以外の者への漏えい、A氏から別の者への更なる漏えいは確認されなかった。

また、本事案が生起した要因として、①情報業務群司令の保全意識の欠如、②過去に職務上の上下関係があったA氏からの依頼による情勢ブリーフィングの際の二人きりでの面会、③上級部隊である自衛艦隊司令部における指揮監督等不十分さが挙げられる（〔表2〕参照）。

イ 防衛省の対応

情報業務群司令を含めた関係者の懲戒処分も併せて行った（〔表3〕参照）。なお、防衛省の退職者に対しては、防衛省ホームページ等を通じて、現職の防衛省職員に守秘義務に違反する情報提供を求めることがないよう留意することなどの要請を行った²⁷。

²⁶ 「海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案について」（防衛省、令和4年12月26日）
<<https://www.mod.go.jp/j/press/news/2022/12/26d.html>>

²⁷ 「防衛省を退職された皆様へ」（令和4年12月26日、防衛省発表）

[表 1] 漏えいした情報

漏えいした情報	秘密の区分
日本国周辺の情勢に関し収集した情報等に関する情報	特定秘密
自衛隊の運用状況に関する情報	省秘（注1）
自衛隊の訓練等に関する取扱い上の注意を要する情報	注意（注2）

（注1）国の安全又は利益に関わる事項（特定秘密又は特別防衛秘密に該当する事項を除く。）であって、関係職員以外に知らせてはならないものとして秘と指定されたもの。（秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）第16条第1項第1号）

（注2）当該事務に関与しない防衛省の職員にみだりに知られることが業務の遂行に支障を与えるおそれのあるものを適正に管理するため注意と表示されたもの。（取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）（防防調第4608号。19. 4. 27）第1章第1第2項第2号）

（出典）「海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案について」（防衛省、令和4年12月26日）を基に作成

[表 2] 事案発生の要因

① 情報業務群司令の保全意識の欠如	<ul style="list-style-type: none"> ・ A氏への秘密の内容を含めた情勢ブリーフィングが自衛艦隊司令部からの正式な業務命令であるとの誤った認識 ・ 情報業務群司令のA氏に対する強い畏怖の念が、正常な判断を歪めた ・ 秘密保全に関する規範意識の著しい欠如
② 過去に職務上の上下関係があったA氏からの依頼による情勢ブリーフィングの際の二人きりでの面会	<ul style="list-style-type: none"> ・ A氏と情報業務群司令は、情勢ブリーフィングの依頼の際及び実施の際に二人きりで面会 ・ かつて職務上の上下関係にあったため依頼を断りにくい状況
③ 上級部隊である自衛艦隊司令部における指揮監督等不十分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛艦隊司令官の指揮監督不十分 ・ 自衛艦隊司令部情報主任幕僚の不適切な業務処理

（出典）「海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案について」（防衛省、令和4年12月26日）を基に作成

[表 3] 関係者の処分

当時の役職	違反理由	処分内容
情報業務群司令	情報保全に関する違反、秘密漏えい等	免職
自衛艦隊司令部 情報主任幕僚	職務上の注意義務違反	停職5日
自衛艦隊司令官 (既に退職)	指揮監督の義務違反	減給2ヵ月（6分の1）相当 ※減給相当額の自主返納を要請
海上幕僚長 (既に退職)	指揮監督の義務違反	戒告相当

（出典）「海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案の懲戒処分について」（防衛省、令和4年12月26日）を基に作成

また、同様の秘密情報漏えい事案を根絶するため、再発防止に関する防衛大臣指示を発出するとともに、防衛副大臣を長とする「特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会」を設置し、令和5年3月末までに再発防止の具体的な措置を策定することとした（〔表4〕参照）。

〔表4〕 特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会の経過

	開催日時	次第
第1回	令和4年12月27日	① 事案の報告 ② 大臣指示に基づく再発防止措置について
第2回	令和5年2月21日	① 衆議院及び参議院情報監視審査会による勧告について ② 現在の取り組み状況及び今後の進め方について
第3回	令和5年3月29日	① 特定秘密等漏えい事案に係る再発防止措置(案)について

〔構成員〕

委員長：防衛副大臣

委員：事務次官、大臣官房長、各局長、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所長、各幕僚長、情報本部長、防衛監察監、防衛装備庁長官

（出典）防衛省ホームページ資料を基に作成